

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書																															
令和 6 年 6 月 22 日																															
東京都知事 殿																															
提出者																															
住 所 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル38階																															
氏 名 三井ホーム株式会社 東京建設事業部長 三宅 伸一郎																															
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)																															
電話番号 03-3346-4846																															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																															
事業場の名称	三井ホーム株式会社 東京建設事業部																														
事業場の所在地	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル38階																														
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで																														
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																															
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業																														
②事業の規模	全社：139億70万円 (当該事業場：25,627百万円)																														
③従業員数	全社：2,559人 (当該事業場：51名)																														
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・ガラス</td><td>陶磁器</td><td>コンクリートくず</td><td>→破碎</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・廃プラスチック</td><td></td><td></td><td>→破碎</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・金属くず</td><td></td><td></td><td>→破碎</td><td>選別 破碎→再生利用</td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td></td><td></td><td>→圧縮</td><td>破碎 梱包→再生利用</td></tr><tr><td>・木くず</td><td></td><td></td><td>→破碎</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・紙くず</td><td></td><td></td><td>→圧縮</td><td>梱包 →再生利用</td></tr></table>	・ガラス	陶磁器	コンクリートくず	→破碎	→再生利用	・廃プラスチック			→破碎	→再生利用	・金属くず			→破碎	選別 破碎→再生利用	・繊維くず			→圧縮	破碎 梱包→再生利用	・木くず			→破碎	→再生利用	・紙くず			→圧縮	梱包 →再生利用
・ガラス	陶磁器	コンクリートくず	→破碎	→再生利用																											
・廃プラスチック			→破碎	→再生利用																											
・金属くず			→破碎	選別 破碎→再生利用																											
・繊維くず			→圧縮	破碎 梱包→再生利用																											
・木くず			→破碎	→再生利用																											
・紙くず			→圧縮	梱包 →再生利用																											

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙添付

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	1,037.87 t	211.75 t
	(これまでに実施した取組) 1) OSプレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 2) 屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 3) 現場投入量の削減策を検討し、試行した。 4) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	985.98 t	201.16 t
	(今後実施する予定の取組) 1) OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、関係各位への指導・徹底を行った。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)
-----	--

	②計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)
--	--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
排 出 量	1,292.69 t	4,265.55 t	386.11 t	614.39 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
排 出 量	1,228.06 t	4,052.27 t	366.80 t	583.67 t

＜束ねて排出＞⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール
2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。

＜束ねて排出＞⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール
2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目（木くず、コンクリート）の再資源化施設への処理委託を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
排 出 量	3, 581. 87 t	2. 00 t	151. 52 t	196. 87 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
排 出 量	3, 402. 78 t	1. 90 t	143. 94 t	187. 03 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第3面)－2

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)－3

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	1,037.87 t	211.75 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	780.65 t	116.33 t
	再生利用業者への 処理委託量	646.94 t	211.18 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	158.29 t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	33.51 t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	1) 産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。		

(第4面)－2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
全処理委託量	1,292.69 t	4,265.55 t	386.11 t	614.39 t
優良認定処理業者 への処理委託量	826.88 t	114.83 t	2.59 t	439.34 t
再生利用業者への 処理委託量	998.02 t	4,263.46 t	386.11 t	584.29 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.90 t	－ t	－ t	25.37 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

2) 廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。

3) 廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。

(第4面)－3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	3,581.87 t	2.00 t	151.52 t	196.87 t
優良認定処理業者 への処理委託量	1,904.71 t	1.39 t	136.96 t	186.51 t
再生利用業者への 処理委託量	3,565.11 t	1.96 t	97.44 t	－ t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.50 t	0.04 t	32.08 t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

4) 新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。

5) 委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全 処 理 委 託 量	985.98 t	201.16 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	741.62 t	110.52 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	614.59 t	200.62 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	150.37 t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	31.84 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票(マニフェスト)により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年1回最終処分		
※事務処理欄			

(第5面)－2

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	紙くず
	全 処 理 委 託 量	1, 228. 06 t	4, 052. 27 t	366. 80 t	583. 67 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	785. 54 t	109. 08 t	2. 46 t	417. 37 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	948. 12 t	4, 050. 29 t	366. 80 t	555. 08 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0. 86 t	- t	- t	24. 10 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面) - 3

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	全 処 理 委 託 量	3,402.78 t	1.90 t	143.94 t	187.03 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1,809.47 t	1.32 t	130.11 t	177.19 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,386.85 t	1.86 t	92.57 t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.47 t	0.04 t	30.48 t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。